

基本取引約款/アジア太平洋地域

1.0 適用範囲

- 1.1 本書に含まれる基本取引約款（以下、「本約款」）は、本約款が書面によって提供されたその他の約款と矛盾する場合を除き、**KRAIBURG TPE Technology (M) Sdn Bhd**、**KRAIBURG TPE China Co. Ltd**、**KRAIBURG TPE Private Limited**、**KRAIBURG TPE Korea Ltd** およびその子会社（以下、「売主」）および買主（以下、「買主」）による見積り、提案書、供給品すべて、および売主と買主によって承認された発注書すべてに適用されます。買主によって一方的に課せられるすべての一般条件の適用性は、明示的に却下されます。

2.0 提案書および価格

- 2.1 別段の定めがない限り、提案書において指定される価格には、付加価値税やその他の同種の税金（例：物品サービス税（GST）、消費税、物品税、輸入関税、売上税）、製品の製造や販売に適用されるその他の税金は含まれません。
- 2.2 税金は売主によって販売価格に追加されるものとし、売主は関連の法規制を遵守するため当該税金を請求するものとします。また、買主が売主に対して適切な非課税証明書を提出していない限り、当該税金は買主によって支払われるものとします。
- 2.3 売主は、買主に対して書面による通知を行うことにより、適宜、価格、支払条件、配送条件を変更する可能性があります。当該変更は、変更後初の出荷以降、効力を発するものとし、

3.0 発注および納品

- 3.1 受領された発注書はすべて、売主による書面での受注確認書の対象となります。受注確認書に記載される数量および物品（以下、「物品」）は、買主および売主に対する契約上の義務となります。売主が放棄しない限り、確定数量の調整には必ず売主の書面による事前の同意が必要となります。
- 3.2 納品は、契約書で同意した通り行われるものとし、納品の一般条件は、インコタームズ（INCOTERMS）に従って解釈され、契約締結日付けで効力を発生するものとし、
- 3.3 売主によって指定される納品時刻および日付はすべて、予定として提供され、予定を意図するものであり、売主は直接間接を問わず、買主への物品納品の遅延に起因するいかなる損害および損失の責任も負わないものとし、
- 3.4 売主による物品の納品が遅れる可能性や、売主が速やかに物品を納品できない場合があるにも関わらず、買主は納品を受け入れ、当該物品に対して全額を支払わなければならないものとし、ただし、納品が妥当な時間に行われることが条件となります。
- 3.5 注文数量を上回るもしくは下回る（10%を超えない）数量の変動は、買主の発注書を遵守するものと解釈されるものとし、定められた金額全額が適用されるものとし、

- 3.6 買主は、納品時に物品を点検するものとし、欠陥、数量の不足、損傷、または説明やサンプルとの不一致が疑われる場合、それらすべてについて物品受領日の 14 日以内に売主に通知するものとし、
- 3.7 買主に納品された契約通りの物品の返品は、売主の絶対的な裁量で決定される条件について売主の書面による事前の承認がない場合一切認められないものとし、
- 3.8 売主の書面による事前の承認なく返品された物品は、売主の絶対的な裁量で買主に返品される、もしくは売主が買主に対して有するいかなる権利や救済手段に影響を与えることなく買主の費用負担で保管される場合があります。

4.0 お支払い

- 4.1 支払期日までに購入価格を支払わない場合、買主による契約上の義務の根本的違反となります。
- 4.2 支払いが行われない場合、買主は自動的に支払い不履行となり、すべての未払い金に対して、ひと月あたり 1.5% の支払遅延利息または法定利息（いずれか金額が高い方）が買主に請求されるものとし、
- 4.3 買主の財政状況では指定された支払条件が妥当であることを正当化できないと売主が判断した場合、売主は本約款を解約する、もしくは買主の支払条件を調整できます。調整後の条件は、買主に対して書面で通知した時点で直ちに効力を発するものとし、
- 4.4 売主は、取消不能信用状または売主が認めている銀行保証状によって支払いを確保する必要がある場合があります。
- 4.5 未払金を回収するために法的措置を取ることが売主に義務付けられる場合、買主は弁護士費用および訴訟費用全額を支払うことに同意するものとし、
- 4.6 売主は買主より全額かつ最終の支払いを受領するまで、当該物品の担保権および所有権を保持するものとし、

5.0 物品の性質および品質

- 5.1 売主は物品の仕様を適宜変更する場合があります。変更を行う場合、適用される安全上および法律上の要件すべてを遵守する変更、もしくは当該物品の品質および目的への適合性に著しく影響しない変更を行うことが義務付けられています。
- 5.2 THERMOLAST® H の製品は、間接血液接触を含む医療技術アプリケーションへの使用が可能です。直接血液接触用途でのKRAIBURG TPEの材料の使用は、KRAIBURG TPEが承認し、また直接血液接触の期間が30日未満間であるアプリケーションのみで使用が可能です。

6.0 責任制限

- 6.1 本契約の違反についてのその他の申し立てに関する特別、間接、結果的もしくは懲罰的損害、または本契約により企図される取引もしくは作為、不作為もしくはこれらに関して生じる事象から生じ、もしくはこれらに関連する責任について、買主、またはその他の個人により、売主に対していかなる申し立てもなされてはならず、買主は、本契約において、新たに生じたか否か、また、その存在が知られており、もしくは疑われていた

か否かを問わず、当該損害についての自己の利益となる申し立てについて、権利放棄し、免責するとともに、これに基づき提訴しないことに同意するものとします。

- 6.2 買主が売主に対して苦情を提起する損害に関して、買主には、出来る限り当該損害を制限または軽減することが義務付けられています。
- 6.3 本約款に基づく賠償または苦情について起こり得る申し立てはすべて、当該物品の納品日から一年以内に買主が売主に対して書面で申し立てをしていない場合、自動的に失効となり、無効となるものとします。

7.0 不可抗力

- 7.1 売主は、一部か全部かを問わず売主または売主のサプライヤーの支配が及ばない不測の事態が発生したことに起因する納品遅延または未納品に対する責任を追わないものとします。ここで不測の事態には、戦争（実際に宣誓が行われたか否かを問わず）、妨害行為、反乱、暴動、またはその他の一般市民による不服従運動、民衆の敵による行為、輸送機関の過失や遅延、政府またはその他の政府機関や下位部門による行為、テロリストによる行為、訴訟、労働紛争、あらゆる種類の通信障害や電力障害、事故、火災、爆発、洪水、嵐、地震、または天災、人手不足、燃料不足、原料不足、機械不足、技術的不具合、または国際貿易および世界貿易の規制の変更（WTO（世界貿易機関）、OECD（経済協力開発機構）、AFTA（ASEAN 自由貿易地域）の規制を含むがこれらに限定されない）、または売主の合理的支配が及ばないその他すべての事由が含まれますが、これらに限定されないものとします。
- 7.2 予定納品日は、本条項の下で認められるあらゆる遅延により失われた時間と同等の時間延長されるものとします。
- 7.3 物品の不足が生じた場合、売主は自己の裁量で、売主の顧客内で生産量や納品数量を割り当てる場合があります。

8.0 適用法

- 8.1 別途書面で合意されていない限り、本約款の有効性、履行、解釈は、本書の表紙に記載されている売主が法人化され所在する国の法律に準拠するものとします。また、当該国は本取引に起因する紛争に関して売主を相手どって起こされるすべての訴訟において唯一の管轄地となるものとします。
- 8.2 本条項は、理由の如何を問わず、本約款の終了、解除、解約後も存続するものとします。

9.0 管轄地

- 9.1 本約款に起因または関連する紛争の聴聞はすべて、売主の判断で、売主の主な事業拠点または売主の営業所の所在地の管轄裁判所で実施されるものとします。

10.0 契約書の言語

- 10.1 取引契約が締結された言語（契約書の言語）に加え、別の言語で本約款が売主に通知される場合、これは単に買主に対する便宜のために過ぎません。解釈に相違点や矛盾がある場合、契約書の言語版が最終となり、拘束力を持つものとします。

11.0 限定保証

- 11.1 本書において別段の定めがない限り、売主は物品の出荷日または物品の納品日から一年間、物品に材料および仕上げの欠陥がないこと、および物品が売主によって公開されている仕様または売主によって書面で承認されたその他の仕様に適合していることを保証します。
- 11.2 買主による誤用、過失、事故、または変更の影響を受けた物品は、前述の保証の対象にはなりません。
- 11.3 買主による物品の受領日から 14 日以内に買主が売主に対して欠陥に対するすべての申し立てを書面で通知している場合に限り、売主は欠陥物品の調整、修理、または交換を検討するものとします。納品日から 14 日以内に書面による申し立ての通知を提供していない場合、当該物品に関するすべての申し立ての権利を買主が放棄したとみなされるものとします。売主は、申し立てられた欠陥すべてを調査する十分な機会がある場合を除き、いかなる欠陥の責任も負わないものとします。請求書またはその他の文書において、売主によって「不良」、「仕様外」または「使用期限超過」と指定された物品に関しては、時期を問わず、調整や返品を検討、提供、または許可は行われぬものとします。本項は、本書に従って売主によって販売された欠陥物品に関連または起因する、売主の唯一かつ排他的な義務、および買主の唯一かつ排他的な救済を定めるものです。本約款で明示的に提供される保証は、明示黙示を問わず、一切保証されない商品性の黙示保証および特定目的への適合性の黙示保証を含むがこれに限定されない他のすべての保証に代わるものとします。売主は、物品が製品仕様に適合していることを保証します。ただし、本保証は、当該物品に商品性があること、もしくは当該物品が買主の特定の最終用途に適合していることを黙示的に保証するものではありません。
- 11.4 売主は、当該物品に関連する責任を負わず、また自己に代わって当該責任を負う権限を他者に与えないものとします。

12.0 補償

- 12.1 買主は、買主による物品の実際の使用または用途、合意や契約の履行、不履行、または、行われたとされる履行、もしくはあらゆる表明、保証、合意、または契約の違反に起因、または関連する実際の責任または生じる恐れがある責任、損害、損失、需要、判断、訴因、申し立て（知的財産権の侵害の申し立てを含む）、経費、費用すべてから、およびこれらすべてに対して売主、その関係会社、従業員、代理店を免責し防御することに無条件で同意するものとします。

13.0 機密情報

- 13.1 法律で義務付けられている場合を除き、いずれの当事者も機密であることを当然知り得ている相手方当事者の情報を使用しないものとし（ただし、本契約の義務の履行に関連する目的での使用を除く）、当該情報を第三者に漏洩、または伝達しないものとします。

14.0 権利放棄

14.1 売主による本書で定められている権利の不履行または不行使は、当該権利の放棄とはみなされないものとし、以後時期を問わず売主は当該権利を履行または行使できるものとします。

15.0 分離可能性

15.1 本約款のいずれかの条項が、裁判所によって違法、無効、または執行不可能と判断された場合、本約款のその他の条項の有効性および執行可能性に影響は及ばないものとします。

16.0 商標および著作権

16.1 買主は売主またはその関係会社の評判を傷付けるもしくは失わせる原因となる、もしくは原因となる可能性のある行為を行わないものとします。また、買主は売主または売主の関係会社の商標すべてを傷付けないものとします。

17.0 解約および解除

17.1 売主は、時期を問わず、買主に対する書面での通知をもって、本約款の一部または全部を解約する場合があります。また、売主は、当該解約に起因するいかなる損失、損害、費用についても買主に対して責任を負わないものとします。